

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 京都市中小企業等緊急支援補助金の募集について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内中小企業等に深刻な影響が広がる中、令和2年4月に実施した観光事業者に対する緊急助成制度の対象者を、市内中小企業等に拡充するなどとし、新たに10億円規模の助成制度を創設しましたので、お知らせいたします。

1 募集概要

(1) 補助対象者

- ア 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者のうち、売上高が50%以上減少している方等
- イ 主たる事業所を市内に設けている又は団体構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店会・業界団体等

(2) 上記のうち補助対象外

みなし大企業、暴力団密接関係者、性風俗業及び無許可営業に該当するもの並びに京都市観光事業者等緊急支援補助金の交付を受けている方

(3) 補助対象事業

新型コロナウイルスの影響により行った下表の事業に要した経費

補助対象事業	補助対象経費
ア 市民の安心安全を確保するために実施する感染症予防のための事業	施設等の消毒や清掃衛生対策のための消耗品や備品の調達、施設の改修等に必要な経費 (例示) 施設清掃や衛生対策に要した消毒用アルコール、マスク、除菌スプレー、空気清浄機、パーテーション、仕切り板、サーモグラフィ、トイレ衛生用品等の購入やレンタル等
イ 今般の危機的状況を乗り越えるために実施する事業	売上向上や消費喚起に向けた事業等の実施に必要な経費 (例示) 飲食店の売上向上のためのデリバリーやテイクアウトの導入、販売促進用のチラシ作成・送付、ウェブ作成・広告、ネット販売システムの構築等
ウ 事業継続のために必要とする取組	販路開拓、生産性の向上、事業継続の取組等の実施に必要な経費 (例示) 出勤抑制を踏まえたテレワークの導入等、回復期に向けた従業員等のスキルアップ研修、飲食店メニュー等の多言語化、キャッシュレス対応、新商品開発等

(4) 補助対象の事業期間

令和2年4月1日（水）～同年9月30日（水）

(5) 補助金額

ア 補助金額上限 30万円

イ 補助率

(ア) 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等

- ・ 直近1箇月の売上が前年同月比50%以上80%未満減少 3/4以内
- ・ 直近1箇月の売上が前年同月比80%以上減少 4/5以内

(イ) 商店会・業界団体等 3/4以内

※ 予算の上限に達した場合は、実際の交付額が補助率を下回ることがあります。

※ 創業間もない場合は、直近の任意の1箇月に対し、その月の直前3箇月の平均又は直前1箇月の売上高を比較してください。

※ 国や自治体、他の行政機関等から補助金を受ける(受けた)事業についても申請可能ですが、国等の補助金がある場合、本市の補助金との合計額が事業費の総額を超えて受けることはできません。

(6) 申請書受付期間

令和2年5月11日（月）～同月15日（金）当日消印有効

(7) 受付方法

郵送のみ（料金受取人払の方法で郵送可能。下記の「2 申請郵送先」参照）

※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、持参での受付は行いません。

(8) 審査結果の通知

申請受付期間終了後に交付対象事業の審査を行い、交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

(9) その他

記載事項及び関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求めます。

2 申請郵送先・問い合わせ先

申請書郵送先

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9-1 京都市勧業館みやこめっせ内
京都市産業観光局「中小企業等緊急支援補助金」事務局 宛

※下記のホームページの宛名シートを利用すると、料金受取人払で発送できます。

申請書等

申請書等の必要な書類は、ホームページからダウンロードしてください。

▼<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268641.html>

※市役所、区役所・支所、出張所等にも置いています。

<申請書等>



問合せ先

京都市産業観光局「中小企業等緊急支援補助金」事務局

電話：0570-000-328（令和2年4月30日開設予定）

（令和2年4月30日から同年5月15日まで、毎日午前9時～午後5時）

ホームページからのお問合せ（ホームページから申請はできません。）

▼https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=4092

<お問合せ>

